

普及指導員調査研究報告書

課題名：国営ほ場整備と連動した集落営農組織の設立支援

柳井農林事務所農業部 担当者氏名：水津祐一、渡辺卓弘、村田資治、栗林孝之、田村泰志

<活動事例の要旨>

国営緊急農地再編事業整備業（以下国営ほ場整備という）地区を対象に担い手を位置づけるとともに営農体制の構築を支援した。

活動を展開するに当たり、市町、国営事業所などの関係機関や土地改良区、農地水環境保全会などの各種団体との連携が必要不可欠であった。

1 普及活動の課題・目標

柳井農林事務所管内において柳井市と田布施町で平成 23 年度から国営ほ場整備が開始され、耕作放棄地を含めた基盤の整備が進められている。

このような状況の中、国営ほ場整備対象地区において効率的かつ永続的な営農を行うための体制を構築することが課題となっている。

営農体制の構築は、事業対象地区ごとに出し手組織である農用地利用改善団体を設立し、特定の担い手を位置づけることを基本に活動を行っている。担い手は、地区により集落営農法人、企業参入による農業生産法人、認定農業者など形態は様々であることが特徴である。また、施設の管理・維持を行う土地改良区や地元の農地水環境保全会など関係する各種組織もあり、地区により状況は多様である。そこで、本活動は各種組織の役割を明確にして、その地区の状況に応じた営農体制の構築を目標に支援を行った。

2 普及活動の内容

平成 25 年度は、田布施町 3 地区を対象に重点的に活動を行った。この 3 地区の担い手は、集落営農法人の設立が 2 地区、企業参入による農業生産法人が 1 地区となっている。このうち、集落営農法人を担い手とする A 地区と企業参入による農業生産法人を担い手とする B 地区について報告する。

ほ場整備対象地区には、当初、事業推進部会が設置され、営農部会と換地部会に分かれ事業の推進が行われていた。その後、両部会は換地委員会へ移行し地区の営農の方向性が協議され担い手の位置づけが検討されていた。

関係機関との推進体制は、国営事業所、町経済課、JA 南すおうと連携して、換地や工事スケジュールと調整を行いながら活動を行った。

以下、2 地区の具体的活動の内容である。

➤ A 地区

当地区は農用地利用改善団体（以下、改善団体）を設立し、当初は認定農業者 1 名を担い手とする体制が予定されていた。しかし、営農体制の持続性や認定農業者の能力等の問題から営農体制の見直しを提案した。ほ場整備後の耕作状況を予測するため、地権者を対象にアンケートを実施した。その結果、7 割以上が農地を預ける意向であり、個人の担い手では持続性に不安があり、集落営農法人の設立を目標に検討の機運を高めていった。

換地部委員会で営農体制を検討していたが、役員が多くに営農意向が無いため集落営農法人の設立の結論に至らず、話し合いが停滞した。ここで、認定農業者を中心に営農意向のある 50 から 60 代数名を人選してもらい新たに営農準備委員会をつくり、協議の場を変更することを換地委員会に了承を得て話し合いを進めた。

営農準備委員会では、認定農業者を中心とした集落営農法人を設立する方針で話し合いを行った。しかし、法人化の結論に至るまでに、法人の中核を担う認定農業者の所得の確保、個人耕作者と法人集積予定農地との棲み分け、水路、道路等の草刈りをどうするかなど具体的な問題点が浮き彫りとなった。個人の所得確保については、営農計画の作成時に法人との関係を明らかにした計画を作成することで解決し、個人耕作者と法人集積予定農地との棲み分けは法人の集積する農地のみで計画するという方針となった。水路、道路の草刈りは、土地改良区の地区運営委員会（役員は換地委員と重複）が管理を行うことで合意され、その実作業は地区農地水環境保全会を活用することが検討されることになった。

農用地利用改善団体は、ほ場整備後の農地の効率的な利用と位置づけ誘導を行い、ほ場整備参加者全員が加入するという方針が合意できたため土地改良区運営委員を中心として設立に向けた調整作業が行われることとなった。

当地区は、土地改良区運営委員会と営農準備委員会の各々の役割を明確にすることにより営農体制の合意に至ることができた。しかし、実際の運用は来年度からで様々な課題が発生することが予想されることから今後も当分の間はフォローが必要である。

➤ B地区

当地区は、改善団体を設立し、農外参入企業である建設会社を地域の担い手とする体制で進めることが、地区合意されていた。

この地区の改善団体は、預ける農地の一括窓口であり、担い手との農地の貸し借りのルールを検討または交渉する役割という認識の下で話し合いが進められた。当地区では、換地委員会の呼びかけで選出された営農準備委員会役員 6 名を中心に話し合い活動を進めた。

この地区では、農地の貸し借りルールである支払地代の設定が重要なポイントとなった。ほ場整備推進時に、工事負担金を支払い地代で充当できるという経緯があったことから、合意に至るまでに時間を要した。委員 6 名及び建設会社代表との協議を重ね、毎年両者の協議によって支払地代の設定や草刈りなどのルールを見直すという結論に至り、これらの内容を明確化する確認書を作成することで合意された。ここで、合意に至った契機は、建設会社代表が、利用権は 10 年以上で地代の支払いは必ず行うということに加え新たに農業生産法人を設立し専従職員を配置することにより責任体制をはっきりしたいという発言があったことによる。

その後、建設会社代表との協議では、営農体制の明確化と補助事業の活用による機械導入を提案し農業生産法人の設立に向けた準備を進めることになった。また、協議を進める中で新たに設立する農業生産法人の専従職員として、地域の農業者 2 名を雇用し配置することも決定した。営農計画の策定は、経営指標の提示と作業受託部門の設置の提案を行った。しかし、平成 26 年度以降の経営所得安定対策の見直しが明らかになった時点で先行きの不安から、農業からの撤退を検討した時期もあったが、専従職員の確保と、委員との協議で支払地代の見直しが合意されたことで農業生産法人の設立が決定した。

当地区は、農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人として新規農業生産法人を位置づけられることになるが、地区外からの担い手参入であるため地域との関係についてはこれから様々な課題が発生すると考えられるが、関係機関が連携し状況に応じ

た調整支援を行っていきたい。

3 普及活動の成果

対象地区ごとに農用地利用改善団体の設立が合意され、それに伴う担い手が位置づけられた。また、活動を展開する上で地元との連絡・調整は田布施町経済課に一元的に集約したことにより、地元からの連絡相談窓口が一本化され、町経済課と農業部との情報の共有化が容易になった。

対象地区ごとに各種団体が設立できた要因は、換地や工事を担当する農村整備部や町国営ほ場整備推進室との連携があったためである。その理由として、営農体制の話は、換地がある程度進行した段階で協議に入ったため、地元の状況や中心となる者の情報等が共有できたことにある。これにより、それぞれの団体の役割を中心となる者に明確に説明し、誘導できたことで地元における合意形成が容易になったと考える。

本年度の対象地区に出し手組織と担い手が明確化された営農体制の大枠が合意されたことにより、平成26年度以降の対象地区も同様の営農体制の構築が期待できる。

4 今後の普及活動に向けて

本年度は集落営農法人が2件、企業参入による農業生産法人が1件設立される予定であるが、いずれの法人も今年度立ち上がったばかりであり、今後の運用については特にフォローが重要となってくる。同時に、面工事後のフォアス工事の計画もあるため、工事に合わせた営農計画の策定と、フォアスを活用した栽培体系の確立と並行して早期の経営安定への支援が重要となる。

国営ほ場整備地区の集落の状況は様々であり、必ずしも担い手として集落営農法人を位置づけると限らないのが現状である。そのため、ほ場整備参加者の営農への関心が低くなり、役割も不明確になりがちである。地区として効率的かつ永続的な営農体制を構築するためには、各種組織及び団体の設立とその役割を十分に明確化するよう支援を行うことが重要であると考ええる。そのためにも、関係機関との連携を密にして今後も取り組んでいきたい。